

平成21年12月

高松信用金庫

中小企業者等の皆様へ

金融円滑化に向けた取組みについて

昨秋以降の世界的な金融危機の影響によって、実体経済は急速に冷え込んでおり、未だ需要の回復が見込めない中、県内中小企業の資金繰りは依然として厳しい状態が続いています。

これまで当金庫は、好景気はもとより不景気の時においても、お客さまである中小企業等の皆様に必要な資金を安定的に供給し、また、サポートが必要なお客さまには経営改善支援を行うなど、地域と共に歩んでまいりました。

当金庫は、こうした取組みを自らの社会的使命と考えており、非営利の協同組織金融機関として、相互扶助の経営理念の下、現下の政策課題である中小企業者等の金融の円滑化に真摯に、かつ、一貫して取り組んでいるところであります。

特に、お客さまから貸出条件の変更等を求められた場合には、その要請を真摯に受け止め、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向け、貸出条件の変更等きめ細かな対応を行ってきています。

今般の中小企業者等金融円滑化法の制定により、中小企業者等に対する信用供与について、柔軟な対応に努めることが求められることとなりました。当金庫は、これまで同様、中小企業者等の金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

なお、返済条件の変更等に関しましては、全店の金融円滑化相談窓口で承っておりますので、お気軽にご相談ください。また苦情等につきましても下記のフリーダイヤルで承っております。

以上

金融円滑化に関する苦情相談室  0120-778139